

相続税の申告が必要かを判断する基本要件

近年、全国的な都市部の土地価格の上昇に伴い、相続税の申告件数が増えています。
相続税の申告が必要かと迷う方のために、自己検討できる方法をご提案いたします。

- ① はじめに、被相続人（亡くなった方）が相続開始日（亡くなった日）までに所有していた財産目録を、財産の区分ごとに作成し、相続財産の総額を調べます。
相続財産に含まれるものは、プラスの財産以外に、住宅ローンや借金などのマイナス財産もあります。

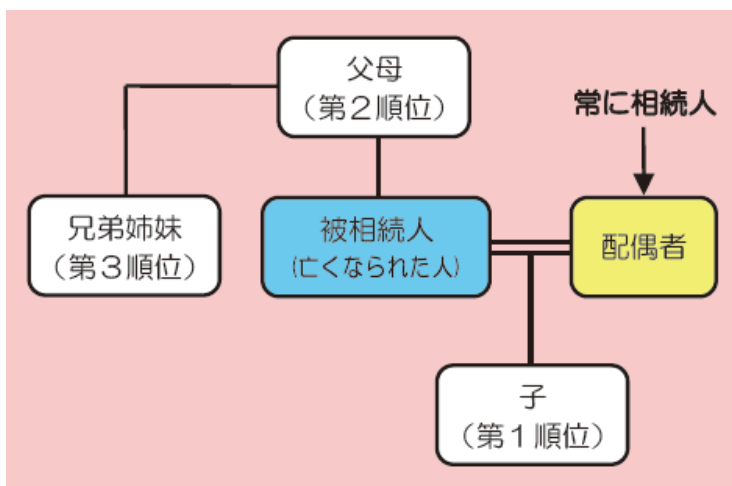
プラスの財産 - マイナスの財産 = 相続財産の総額



さらに、みなし相続財産があるかどうかについても調べる必要があります。

みなし相続財産とは、生命保険金や死亡退職金のことですが、タンス預金や名義預金、貸付金、未収債権なども相続財産に含まれます。

- ② 法定相続人数を確定し、基礎控除額を超えるかを判断します。



基礎控除額は、以下の算式で算出します。

3,000万円 + (600万円 × 法定相続人数) = 基礎控除額

※法定相続人数は、相続を放棄する方も含みます。

相続財産の総額 > 基礎控除額 (基礎控除額を超える場合) 相続税の申告が必要

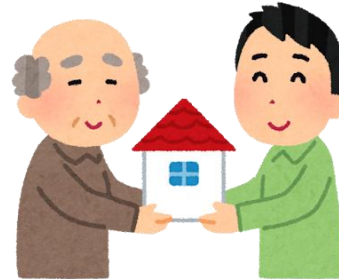
相続財産の総額 < 基礎控除額 (基礎控除額を超えない場合) 相続税の申告は不要

③ 相続開始日まで、被相続人が贈与を受けたことがあるかどうか、被相続人名義の不動産を譲渡し、申告した実績があるかどうかにも留意する必要があります。

また、被相続人名義の財産を相続人に生前贈与し、[相続時精算課税制度](#)を利用したことがあるかなどを十分検討し、判断すべきと思います。

④ 相続税はゼロでも申告が必要な場合があります。

- ・ 配偶者の税額軽減特例を受ける場合
- ・ 小規模宅地の特例を受ける場合
- ・ 農地の納税猶予の特例
- ・ 特定計画山林の特例 など。



終わりに、[令和 5 年度の相続税申告状況](#)について、国税庁令和 6 年 12 月統計をご参考ください。